

最高裁・二大生活保護裁判  
判勝利をめざす

# 全国生活保護裁判連絡会 第8回総会・交流会の御案内

北陸路・金沢で語ろう、社会保障と生活保護  
～自分らしく、人間らしく生きるために～

＜とき＞2002年9月1日(日) AM9:30 開場 10:00 開会～PM4:00 閉会

＜会場＞石川県文教会館（金沢市尾山町10-5）

＜参加費＞500円＜資料代＞1000円

一生  
保  
裁  
判  
連  
絡  
会

第十八号  
○発行 全国生活保護裁判連絡会  
○事務局 竹下法律事務所  
二〇〇二年七月発行  
（四四二二一四一五七五〇）

## ＜申し込み方法＞

○下記事務局へ電話・FAX・メールなどにて申込み下さい（当日参加も可）。前泊（8月31日）が必要な方は、その旨明記の上、8月26日（月）まで申し込んでください。ホリディ・イン金沢（1泊朝食付き6500円）を確保しております。また、当日の昼食（お茶付き800円）が必要な方もその旨明記の上申込み下さい。

＜事務局・連絡先＞●竹下法律事務所 〒604-9085 京都市中京区御幸町通夷川上る松本町568  
京歯協ビル3階 電話075-241-2244 Fax075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp

・＜呼びかけ＞今年の生活保護裁判連の総会・交流会は、高（たか）自立保障裁判が起こされた北陸・金沢で開催します。生活保護裁判は、現在、中島学資保険裁判、高（たか）自立保障裁判の2つの裁判が最高裁に係属しています。なかでも中島裁判はいつ判決が出てもおかしくない情勢です。また、児童扶養手当認知支給停止事件（京都、奈良、広島）では最高裁で勝訴し、野宿者の在宅保護を求めて争っていた大阪・佐藤裁判では画期的な原告勝訴の一審判決が出され、新たな前進が始まっています。国においては、生活保護改革が進められる一方で、今年の実施要領（現場の運用マニュアル）改正では、稼働可能な利用者に対する毎月の収入申告書提出を求めたり、求職活動状況報告書の毎月提出など、働くと判断された人についての指導が今以上に強化されようとしています。生活保護裁判連は、1995年の結成以来、権利としての生活保護を求め、今回で8回目の総会・交流会となります。生活保護裁判にとっては、まさに正念場です。北陸路金沢で、おおいに語り合いましょう。

## ＜プログラム＞

○記念講演 奥村回弁護士（高訴訟弁護団）原告・高さんのビデオ及び劇の上演

○特別報告 大阪・佐藤訴訟一審勝訴報告 児童扶養手当裁判最高裁勝訴報告

## ○分科会

- ・(1) 生活保護争訟の現状と課題○中島・高訴訟を最高裁でどうたたかうか○住む権利と生活保護（札幌生保裁判）○メール相談にみる生活保護制度・運用の問題点
- ・(2) ホームレスをめぐる争訟と新法案について○佐藤訴訟○浜松事件○新法案の問題点と活用法○金沢でのホームレスの状況
- ・(3) 医療、介護、障害者と生活保護○医療制度改悪と生活保護○介護扶助と特別基準○障害者の自立と生活保護（大阪生活保護申請権裁判）

今年の夏は金沢へ！  
全国生活保護裁判連絡会第8回  
総会が、来る9月1日に金沢で行われることになりました。現在、金沢で起きた高（たか）自立保障裁判は、最高裁に係属しています。そして、一日でも早い勝訴判決を願つて、昨年1月によく「高生活保護裁判を支援する会」が結成されました。現在、支援する会では、最高裁への署名活動や、他団体とのシンポジウムを企画したりと、地道に独自の活動を行っています。

今年の総会では、高真司さんの脚本による芝居や、高さんの一日の生活をつづったビデオ上映など、地元金沢からの記念企画も用意してあります。また、分科会では、全国での生活保護訴訟、ホームレス訴訟、医療・介護・福祉をめぐる権利の問題について、取り上げる予定にしています。現在、国において生活保護改革が進められている中で、今後権利としての生活保護をいかに守っていくべきか、総会の中でも多くの参加者が熱い思いを語り合えることを楽しみにしています。

今年の金沢は、大河ドラマ「利家とまつ」効果で大盛り上がりついでいる。ぜひこの機会に、古都金沢に足を運んでみてはいかがでしょうか。みなさんと一緒にできることがあります。ぜひこの機会に、心より楽しみにしています。



伍賀道子  
全国生活保護裁判連絡会第8回  
高生活保護裁判を支援する会事務局  
今年の夏は金沢へ！

# 各争讼の剣撃

## 社会保障裁判連第一回シンポジウムに参加して

弁護士 新井章

社会保障裁判支援連絡会が発足してまださほど経つてはいないと思うが、早くも二回目のシンポジウムを開けるというのは大したことであり、幹事や事務局の方たちの熱意の表われと敬意を感じて、会場に足を運んだ。参加者は七、八〇名位か、ともかく会場はほぼ埋めつくされていて、各地・各分野での活動家の方達が数多く参集していることを実感した。

一 今回のシンポジウムは二部構成で、前半は、全国各地で現に闘っている社会保障裁判闘争の当事者たちからの報告とアピールが六、七件、続けられた。生活保護で学資保険の満期返戻金を収入認定され、保護費を削減された措置の非人間性に憤つて取消訴訟を提起し、福岡高裁で見事な逆転勝利を収めた中嶋訴訟の弁護団の報告や、同じく母親の肝いりでようやく受給できることになった県条例による障害者扶養共済年金（月額二万円）を収入認定され、その分保護費を削られることになった金沢の高訴訟の報告をはじめとして、どの報告も、それぞれ今日のわが国

An illustration of a family consisting of a woman holding a baby, a man with glasses, and another person in the background.

することを目的としており、若干の細かい相違はあるものの、構成などほぼ同じものと言つて良い。両者の相違を論ずる時以外、単に法案と呼ぶことにする。

法案の画期的な意義は、まず第1に、ホームレスの人々への住居、医療、就労保障など「自立支援策」を行うべき国の責任を明確にしたことがある。従来、各地の福祉事務所は、「ホームレス」の人々に対して、住居がないほど貧困であるという理由で生活保護から排除してきた。生存権を個人の法的権利として定めた点において世界にも誇りうる日本国憲法と生活保護法が健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障しているにもかかわらず、住居がない者には生活保護を申請させないと、65歳前で働くことができるからなどという法に反する理由で保護から排除してきたのである。法案は、このようにホームレスの人々を怠け者だなどといって権利保障から排除してきたことが許されず、国が責任をもつて生活保障策を実施すべきだという、当事者や支援者たちの声を反映したものといえよう。

しかし、残念なことに、法案の最大の問題点も、この点にある。すなはち、「ホームレスの人々の人権保障」を明確に目的として掲げることが出来ていないことである。住居がないほど貧困であるというだけで、生活保護や職業紹介などあらゆるサービスから排除され、権利を剥奪されてきたホームレスの人々に対する差別の禁止と平等な人権の保障

こそ、第1に掲げるべきものである。

与党案は「ホームレスの人权に配慮」するしながら、「地域住民とのあつれき」解消を目的に組み込みつつ、「公共の用に供する施設の適正な利用確保」のためホームレスの人々を排除することを許容するような条文を設けている(11条)。生活に困窮し住居さえ失つた人々の住居を国や自治体が保障できていないからこそ、人が寝るのに相応しい場所とはいえない公園や路上で野宿を強いられる人々がいるのであって、保護義務を有する行政が彼らを野宿場所からさえ追い出すのは憲法や国際人権法に違反する二重三重の違法行為である。従つて、排除条項が盛り込まれたとしても違憲無効となるものである。

の援助を必要としている人々がいることを理解していないといわざりを得ない。がんばれと言われる益々へたり込んでしまいかねない状態にある人をエンパワメントすることこそが福祉の基本理念である。障害者基本法6条など他の法律からも、法案からも「自立への努力」規定を削除すべきである。

法案は、全体の構成においても障害者基本法を手本としており、自立支援策については具体的に定めず、それらを国の方針や都道府県の実行計画にゆだねていい。しかし、与党案では、都道府県については必要があると認める場合のみ策定すればよいとされており、多くの自治体が無為無策で責任放棄している現状を正当化しかねない。全ての都道府県に実行計画策定を義務づけるべきである。また、計画策定に当たっては、当事者への公聴会実施やその他参加の手段を保障すべきである。

ところで、なぜそもそも法案が必要なのか。生活保護法など現行法の枠内で十二分にホームレスの人々への生活保障は可能ではないか、生活保護法適用における差別禁止さえ明確にすればよいのだという厳しい批判が当事者や支援者から出されている。ただ、就労の場の保障については新たな法が必要だ。

定化するものであつてはならない。就労可能な自立の意欲に溢れたホームレスの人々にも、生業扶助による職業訓練など、生活保護を柔軟に活用し、より円滑に就労し得るように支援すべきだ。また、高齢者や障害者であつても、地域の中で働く幸福を追求したいという人々も多い。ホームレスの人々への就労保障を、全ての人に対する働く権利の保障の在り方を見直すきっかけとすべきである。

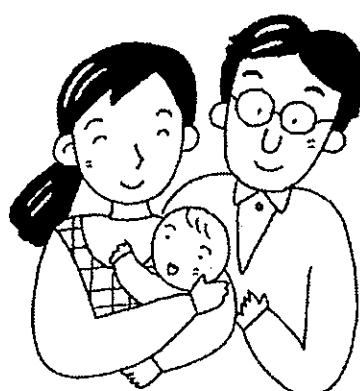
当事者や支援者の声に突き動かされ、法案が打ち出した「ホームレス自立支援策」をホームレスの人々の人権保障へと更にレベルアップさせ、それを全ての人が健康で文化的な生活基盤の上で自由に自分の幸福を追求する権利の保障へと結びつけていくべきかどうかが法案を活かすための最大の課題である。

ホームレス人権保障法こそ  
必要だ

笹沼弘志(静岡大学助教授・憲法専攻)

民主党、与党よりそれぞれホームレス自立支援策に関する法案が出されて

いるが、今国会で成立の可能性が大となつた。両法案はともに「自立の意思がりながらホームレスとなることを余儀なくされた者」に自立支援策を実施



一田も早く福岡高裁判決の確定を要請します。  
二〇〇二年七月五日  
学資保険裁判を支援する会

生活保護家庭の子どもたちが安心して高校進学できるよう、保護家庭での学資保険を認めるべきであるという立場から、支援の輪を広げてきました。そしてこの問題は、單に生活保護家庭の問題ではなく、深刻な不況のもとで、親の失業や倒産で高校進学や勉学が困難となつている生徒やその家庭にとっても重要な問題となっています。

ご存知のように、個人署名は二十五万を超え、団体署名は三五八八団体の署名が寄せられ、国民の関心が広がっています。

冒頭に述べましたが、裁判がはじまつてすでに二年、長期にわたる裁判は本人のくらしを不安定なものとし、精神的な負担も多大なものがあります。まさに人権蹂躪となり兼ねない状況といわざるを得ません。

一日も早く福岡高裁判決の確定を要請します。

することを目的としており、若干の細かい相違はあるものの、構成などほぼ同じものと言つて良い。両者の相違を論ずる時以外、単に法案と呼ぶことにする。

法案の画期的な意義は、まず第1に、ホームレスの人々への住居、医療、就労保障など「自立支援策」を行うべき国の責任を明確にしたことがある。従来、各地の福祉事務所は、「ホームレス」の人々に対して、住居がないほど貧困であるという理由で生活保護から排除してきた。生存権を個人の法的権利として定めた点において世界にも誇りうる日本国憲法と生活保護法が健康で文化的な最低限度の生活を無差別平等に保障しているにもかかわらず、住居がない者には生活保護を申請させないと、65歳前で働くことができるからなどという法に反する理由で保護から排除してきたのである。法案は、このようにホームレスの人々を怠け者だなどといって権利保障から排除してきたことが許されず、国が責任をもつて生活保障策を実施すべきだという、当事者や支援者たちの声を反映したものといえよう。

しかし、残念なことに、法案の最大の問題点も、この点にある。すなはち、「ホームレスの人々の人権保障」を明確に目的として掲げることが出来ていないことである。住居がないほど貧困であるというだけで、生活保護や職業紹介などあらゆるサービスから排除され、権利を剥奪されてきたホームレスの人々に対する差別の禁止と平等な人権の保障

こそ、第1に掲げるべきものである。

与党案は「ホームレスの人权に配慮」するしながら、「地域住民とのあつれき」解消を目的に組み込みつつ、「公共の用に供する施設の適正な利用確保」のためホームレスの人々を排除することを許容するような条文を設けている（11条）。生活に困窮し住居さえ失つた人々の住居を国や自治体が保障できていないからこそ、人が寝るのに相応しい場所とはいえない公園や路上で野宿を強いられる人々がいるのであって、保護義務を有する行政が彼らを野宿場所からさえ追い出すのは憲法や国際人権法に違反する二重三重の違法行為である。従つて、排除条項が盛り込まれたとしても違憲無効となるものである。

法案の第2の問題点は、「自立の意思」を有することがあたかも自立支援策を受ける要件であるかのように記していることである。そもそも、「自立」とは地域社会の中で様々な制度や人々の援助を活用しながら、自己の幸福を自由に追求していくということであつて、単に独力で生活することを意味するものではないことは、現在の福祉行政における常識となつていいはずものである。法案は障害者基本法や母子福祉法にならつて「ホームレスの自立への努力」を定めているが、「自立への努力」を義務づけることは、いくら努力しても上手くいかないからこそ福祉

の援助を必要としている人々がいることを理解していないといわざりを得ない。がんばれと言われる益々へたり込んでしまいかねない状態にある人をエンパワメントすることこそが福祉の基本理念である。障害者基本法6条など他の法律からも、法案からも「自立への努力」規定を削除すべきである。

法案は、全体の構成においても障害者基本法を手本としており、自立支援策については具体的に定めず、それらを国の方針や都道府県の実行計画にゆだねていい。しかし、与党案では、都道府県については必要があると認める場合のみ策定すればよいとされており、多くの自治体が無為無策で責任放棄している現状を正当化しかねない。全ての都道府県に実行計画策定を義務づけるべきである。また、計画策定に当たっては、当事者への公聴会実施やその他参加の手段を保障すべきである。

ところで、なぜそもそも法案が必要なのか。生活保護法など現行法の枠内で十二分にホームレスの人々への生活保障は可能ではないか、生活保護法適用における差別禁止さえ明確にすればよいのだという厳しい批判が当事者や支援者から出されている。ただ、就労の場の保障については新たな法が必要だ。

定化するものであつてはならない。就労可能な自立の意欲に溢れたホームレスの人々にも、生業扶助による職業訓練など、生活保護を柔軟に活用し、より円滑に就労し得るように支援すべきだ。また、高齢者や障害者であつても、地域の中で働く幸福を追求したいという人々も多い。ホームレスの人々への就労保障を、全ての人に対する働く権利の保障の在り方を見直すきっかけとすべきである。

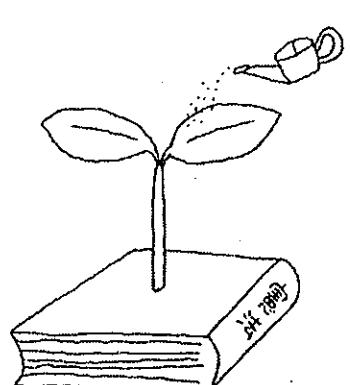
当事者や支援者の声に突き動かされ、法案が打ち出した「ホームレス自立支援策」をホームレスの人々の人権保障へと更にレベルアップさせ、それを全ての人が健康で文化的な生活基盤の上で自由に自分の幸福を追求する権利の保障へと結びつけていくべきかどうかが法案を活かすための最大の課題である。

## 札幌生保訴訟の今

弁護士  
竹下義樹

1 事案の概要

并護士  
竹下義樹





活用することが規定されており、就労可能な被保護者は、稼働能力の十分な活用を図ることが求められる。保護の実施機関は、これらの者の収入及び就労状況を的確に把握し、その者の自立助長を図るために、適切な指導をおこなう必要がある。

このような観点から、就労可能な被保護者に対し、就労状況及び求職状況の申告を毎月求めることとし、社会援護局長通知と保護の実施要領の改正をおこなった、というものである。

2、本来の法律上の位置づけは？

生活保護法は、被保護者の権利及び義務として、

「第六十一条 被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

明文上明らかに、被保護者の収入申告義務は「収入について・・変動があつたとき」にのみ生じるものである。

生活保護法解釈のバイブルである『生活保護法の解釈と運用』（厚生省社会局保護課長（当時）小山進次郎著、中央社会福祉協議会）によれば、法第61条を規定した趣旨は「実施機関は、保護の適正な運営を図るため、法第25条第2項、第28条並びに第29条の規定により、常に、被保護者の状況を調査し、知悉しておかなければならぬが、然し、極めて多数に上る被保護者の複雑にして変化の激しい状況を関係当局の調査だけで把握することは到底困難があるので、被保護者の

側からも自発的に所要事項の届け出をさせ、両々相俟つて保護の実施機関の保護の決定及び実施を円滑ならしめようとしたものである。」としている。

また、届け出は書面に限らず、口頭でもよいとしている。さらに、施設に収容されている被保護者については、法第48条により保護施設の長が、保護の変更、停止又は廃止を必要とする場合に申告義務を負うため「本条の義務は阻却されないと解してよいであろう。」とまでいつている。

なお、法文上わかりにくい収入、支出以外の「その他生計の状況」とは、「将来生計に変動を及ぼすであろうとこの事象、例えば、世帯員の入学、就職、失職、病気等将来の收支に影響すべき事項をいう。」としている。

3、批判と提言

(1) 行政はいつから立法権を持つことになつた？

このように、一方的に煩雜な申告義務を被保護者に課すのは、典型的な手続的権利の侵害、すなわち、いたずらに手続きを煩雜・厳重にして実体的権利への接近を拒むものであり、国民の正当な権利行使を妨げるものとして許されるものではない。

調すれば、法律に規定しないいかよ面、高校卒業者にも技能修得費をうな義務も行政の一片の通知で国民に課せる、というのは前近代的感覚の極みというか、とんでもない勘違いである。小学校にさかのぼつて、各自治体においては、都道府県憲法の人権規定と、立法と司法と行政の関係を学習し直すべきである。無視すると決めたり、当面様子見まして、法律上のなんの義務もない申告を強要し、これに従わないからと文書指示をおこなつて法第62条で停廃止を検討するのは論外である。

(2) 現場への極めて大きな悪影響

不況等による国民生活の悪化によつて生活保護申請が急増しているもある。

現在、現場のケースワーカーにこの生活保護法に逸脱した今回の実情等による國民生活の悪化に(など)の工夫等をしているところである。

このような繁雑な事務を新たに課すことには、困窮者の救済に迅速にあたることを困難にするもので、その面からも國民の権利擁護に逆行するものである。

(3) 即座に撤回を

このような法律に逸脱する実施要領の改悪及び意味不明の通知は即刻撤回されるしかない。家具什器の支給制限を定めた別冊問答集改正が、国会や現場の批判でわずか1カ月もたずに再改正されたように。

(4) 現場におけるとりくみの提言

この不況下、高失業率下において、眞に被保護者の労働権を保障しようととするならば、なによりも生業扶助の抜本改正など、被保護者に現実に働く場を提供できるような援助策の充実こそが必要である。当

